副業の給与収入が把握されるケース　　　　　　　　　　　　　　　　2015/9/29

マイナンバーの導入によって副業の給与収入が主たる勤務先で把握されるかどうか。（副業が給与の場合です。）

＜副業の給与収入が把握されるケース＞

給与を支払う事業者は従業員が本業でも副業でも関係なく、従業員の住所地の市町村へ給与の金額を報告する義務があります（※1）。

通常、主たる勤務先で住民税が特別徴収されるため、市町村は提出された給与の合計に対する住民税を主たる勤務先へ通知します。

結果、主たる勤務先に本業+副業の給与合計が通知されるため、主たる勤務先は自社が支給した給与と住民税の通知を比較していれば、自社以外からの給与があることがわかります。

ただし、住民税の通知には勤務先の明細等についての記載はありません。

マイナンバーが導入されても、この点については変わりありませんので、マイナンバーが導入された「から」副業は発覚するということはないと思われます。

＜以下　図示＞

甲はＡ社（主な勤務先）と副業としてＢ社にも勤務している。

Ｘ市に居住している場合の報告の流れ。

